

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 金融庁

| | | | |
|-------------|--|-------------------------|-------------------|
| No | 10 | | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(地方消費税) | | |
| 要望項目名 | 信託受益権の質的分割（複層化）に係る税制上の所要の措置 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成19年度税制改正において、信託受益権が質的に分割されている場合（優先劣後構造、元本収益構造）の課税関係については、それぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて課される（地方税法7条の4の4、地方税法施行令15条の4等）旨規定されるにとどまり、課税関係が明確になっていないことから、質的分割された場合の信託受益権の課税関係を明確化すること。</p> <p>・ 特例措置の内容 金銭債権の流動化などにおいて、信託受益権が質的に分割されている場合（優先劣後構造、元本収益構造）の課税関係については、税制上、明確となっていないことから、明確化すること。 なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。</p> | | |
| 関係条文 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法24条の3、地方税法施行令7条の4の4、地方税法294条の3、地方税法施行令47条の2の2 地方税法72条の3、地方税法施行令15条の4、地方税法72条の80、地方税法施行令35条の7の2 </div> | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 平成19年度税制改正において、信託受益権が質的に分割されている場合（優先劣後構造、元本収益構造）の課税関係については、それぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて課される旨規定される（地方税法施行令7条の4の4、同15条の4）にとどまり、課税関係が明確になっていないことから、質的に分割された場合の信託受益権の課税関係を明確化することにより、信託の利用促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 優先劣後構造等の質的に分割されている信託受益権の課税関係については、明確となっておらず、信託利用者が課税額を予め算出できない状態となっていないことから、明確化することは必要であり、緊急に明確化する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 信託における受益者等課税の原則（信託財産に係る収入及び支出については、受益者が特定している場合は、その受益者が信託財産を有しているものとみなして課税）に基づき、課税関係を明確化するものであり、適正であると認められる。</p> | | |
| 減収見込額 | (初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円) | | |
| 地方税以外の措置 | 既存 | ・ 国税 なし | ・ 融資、補助金その他 なし |
| | 22年度の望 | ・ 国税 国税においても同様の措置を要望 | ・ 融資、補助金その他 なし |
| 過去の要望経緯 | なし | | |
| 本要望に対応する縮減案 | なし | | |